

「国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会」運営要領（案）

平成 2 4 年 2 月 22 日

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会決定

第 1 条 「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）については、『国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会』の開催について」（平成 2 4 年 2 月 1 0 日内閣府特命担当大臣決定）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 条 座長は検討会の進行を行う。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

第 3 条 検討会は公開とする。ただし、座長は、必要と認めるときは、一部を非公開とすることができる。

第 4 条 検討会の終了後、議事録を速やかに作成し、公表する。

第 5 条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が検討会に諮り、定める。